

令和6年度 自動販売機設置事業者 募集要項

令和6年 4月 8日
群馬県住宅供給公社

群馬県住宅供給公社では、県営住宅および公社賃貸住宅の入居者および近隣に居住する住民の利便に資するため、自動販売機設置事業者を募集します。
応募される方は、この募集要項をご確認のうえお申込みください。

1. 募集設置場所（別紙「自動販売機設置一覧」参照）

自動販売機設置一覧に記載する団地にて募集します。原則一覧に記載した全ての団地に設置していただきます。

（1） 県営住宅、公社賃貸住宅内 （4団地5台）

2. 応募申込および質疑書の提出期間

下記の受付期間内に提出してください。

受付期間：令和6年4月8日（月）～4月12日（金）まで

受付時間は10時～正午、13時～16時まで（土日および祝日を除きます）

提出先： 前橋市紅雲町一丁目7番12号

群馬県住宅供給公社 2階 事業部事業推進課

電子メールでの提出も可能です。メール送信後に電話にて受信確認を行ってください。

（質疑書については4月16日（火）までに個別に回答します）

3. 提案書の提出期間

下記の受付期間内に提出してください。

受付期間：令和6年4月17日（水）～4月19日（金）まで

受付時間は10時～正午、13時～16時まで（土日および祝日を除きます）

提出先： 前橋市紅雲町一丁目7番12号

群馬県住宅供給公社 2階 事業部事業推進課

4. 設置事業者決定・発表

令和6年4月23日（火）

公社ホームページ上に掲載するとともに、応募事業者全てに文書で結果を通知します。

応募条件を満たし、自動販売機の販売実績に対し、最高の手数料率の提案のあった者を本件事業者とします。

<現在設置中の事業者様へ>

別の事業者に変更となった場合、現販売機の撤去は遅くとも4月30日（火）までに完了してください。撤去にあたっては、新規設置事業者と協議の上行っていただいても構いません。ただし公社では、撤去・設置に関して一切の責任は負いません。

※ご不明な点については、下記公社担当までお問合せください。また、公社までお越しいただく場合は、事前に担当までお電話下さいますようお願いいたします。

お問合せ先
群馬県住宅供給公社
事業部 事業推進課
木村、児島
電話 027-224-1881（ガイダンス2番）

自動販売機設置事業者 募集要項

1. 応募資格要件

次の要件をすべて満たす法人に限り応募することができる。

- (1) 会社更生法に基づき更正手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（ただし、会社更生法に基づく更正計画又は民事再生法に基づく再生計画について、裁判所の許可決定を受けた者を除く。）でないこと。
- (2) 自動販売機の設置業務について、自ら管理・運営する3年以上の実績を有していること。
- (3) 群馬県内に本店、支店又は営業所を有していること。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に規定する暴力団でないこと。暴力団又はその他暴力的集団の構成員でないこと。
- (5) 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体に属する者でないこと。

2. 設置条件等

(1) 自動販売機の設置期間

2024年5月1日（契約日）から2025年3月31日までとする。ただし、公社および設置者側と協議の上、最長で5年間（2029年3月31日まで）を限度として契約を延長できるものとする。県営住宅への設置については、群馬県の行政財産使用許可が条件となる。また、設置期間内に群馬県、群馬県住宅供給公社が土地の使用を必要とした場合、自動販売機の撤去・移動等が必要となる場合がある。

(2) 手数料

自動販売機の販売実績に対し、提案のあった手数料率を乗じた金額をもって公社への手数料とし、月ごとの支払いとする。（毎月の自動販売機の実績（売上額、本数）の報告が必要）

※手数料以外の土地使用料等の支払いは不要

(3) 費用負担

・電気料

各団地敷地外から引き込み工事を行い（土台、電力引き込み用ポールを設置）、団地敷地内の電柱・電線を経由しない形でメーターを取付し、設置事業者負担とし直接電力会社と契約する。

・設置、維持費

自動販売機の設置及び維持管理にかかる全ての費用は、設置事業者負担とする。

・原状回復費用

設置期間終了後、原状回復にかかる費用は設置事業者負担とする。

(4) 設置条件等

・募集する地区における全ての設置場所への設置を原則とする。

・飲料自動販売機（酒類除く）とし、水道の接続を要する自販機、紙コップを使用する自動販売機は設置しない。

・トラブルが発生した場合は、自動販売機に連絡先を記載のうえ、設置事業者が対応する。この場合、必要に応じて群馬県住宅供給公社と協議する。

・盗難事故、破損事故が発生した場合、群馬県及び群馬県住宅供給公社は一切の責を負わないこととし、この場合、自動販売機設置事業者は速やかに復旧し、かかる経費は設置事業者の負担とする。

・販売価格は、標準小売価格以下とする。

3. 設置場所

(1) 県営住宅、公社賃貸住宅内 4団地5台

（別紙「対象県営住宅一覧をご確認下さい。設置個所詳細は、公社担当までご連絡下さい。）

4. 応募申込必要書類

ア 応募申込書（様式1）

イ 誓約書（様式2）

ウ 履歴事項全部証明書

エ 自動販売機の設置業務について、自ら管理・運営する3年以上の実績を有していることがわかる資料

5. 質疑関係書類

質疑については、質疑書（様式3）に記入のうえ、提出すること。

6. 提案関係書類

販売手数料率の提案は、提案書（様式4）に記入のうえ、提出すること。

7. その他

申込者及び申込書類に虚偽の記載等があることが判明した場合には、当該申込は無効とする。